

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：82620

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23564

研究課題名(和文)近現代建造物に適応した文化財保存理念の展開に向けた基礎的研究

研究課題名(英文)A Basic Study on the Development of Principles for Conservation adoptable to Modern Architectural Heritage

研究代表者

金井 健(Kanai, Ken)

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所・文化遺産国際協力センター・室長

研究者番号：90359448

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近現代建造物の文化財としての保護が現代社会の普遍的な営為として受容される諸条件を解明することを目的とした。はじめに、行政制度上の報告や施策、言説等から考察を行い、文化財の存立の根拠となる価値評価と保存の実践である文化財建造物の修理の間に業態的な分断があり、新しい文化財類型である近現代建造物では価値評価の方向と保存修理の方法が必ずしも整合していないことを示した。つぎに、近年のリノベーションの事例に注目して現在の一般的な建築行為における近現代建造物の価値の捉え方や改変の考え方を考察し、改修設計者に共通する近現代建造物に特有の価値評価や、その保存のための方法論が存在することを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

文化財建造物の保護は、絶え間ない保存の実践によって成り立っており、学術的な観点からは、保存のための技術や方法が保存科学、保存された建造物が建築史学等の研究対象とされることは多いものの、文化財保護のあり方そのものに焦点が当てられることは少ない。一方で、戦後の文化財建造物の対象の拡大と多様化に対して、保存の実践が追いついていない状況が常態化していることも確かである。本研究は近現代建造物に焦点を当て、学術的な観点から文化財建造物の保護の現状を整理・分析し、文化財の評価と保存の実践の間に生じる齟齬の原因を把握したものであり、今後の文化財保護の展開の方向性を展望するうえで社会的に意義があるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to elucidate the conditions under which the conservation of modern architectural heritage could be accepted as a general matter in modern society. First, reports, policies, and discourse on modern buildings as cultural property were examined in the context of administrative systems and found that there is a gap in business between value evaluation, the basis for the existence of cultural property, and restoration, the core practice of preservation. The results showed that the direction of value evaluation and restoration method is not always consistent for modern architectural heritage, which is a new type of cultural property. Second, focusing on general renovation cases, how the value of modern/contemporary buildings and the idea of modification in common architectural practice is examined. As a result, the unique value evaluation of modern/contemporary buildings and the methodology for their conservation/enhancement among architects in common were identified.

研究分野：建築学

キーワード：文化財保護行政 建造物保存 近現代建築 保存修理 保存活用計画

## 1. 研究開始当初の背景

日本の文化財建造物の保護は古社寺保存法（明治30年）の施行による社寺建築の保存に始まる。その後、文化財保護法（昭和25年）の施行により、文化財建造物の価値評価は古美術的な価値観の制約から離れ、社寺建築から近世民家、近世社寺、近代和風建築、近代化遺産、そして近現代建造物へと、その対象を徐々に拡大してきた。その結果として現在、指定文化財における近代の分類が占める割合は、重要文化財（建造物）の約15パーセントにおよび、重要文化財（美術工芸品）の約1パーセント、史跡の約2パーセントと比較して突出する状況となっている。この傾向は近代の文化財の保護を推進する目的で導入された登録文化財をみると更に顕著になり、登録有形文化財（建造物）の12,121件に対して、登録有形文化財（美術工芸品）は16件、登録記念物は110件にとどまっている（平成31年4月現在）。このように近代の建造物の指定・登録が進展する中で、従来の文化財とは異質な、近現代建造物の保護特有の課題が多く認識されるようになり、文化庁が設置した「近現代建造物の保存と活用の在り方に関する協力者会議」（平成30年）の報告では、文化財保護の総論として保存、修理、活用等で考慮すべき事項が示された。同報告の前提にも明示されているように、近現代建造物が従来の文化財と最も異なる点は、現代社会の経済的、基盤的な機能を担う、いわゆる現役の建造物が中心を占めることである。「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」（平成8年）の報告で、国宝保存法（昭和4年）以来の社寺建築由来の保存理念に基づく現状変更規制の仕組みが、現役の建造物を文化財から遠ざけているとの指摘が既にされている。しかし、文化財としての保存理念と現代的な機能の整合に関しては文化財分野からは埒外とみる向きも強く、こうした問題の解決には積極的に踏み込めていないのが現状である。その結果として、文化財にはかつて「釘一本打つこともできない」と揶揄された硬直的なイメージが今も一般に共有されており、特に近現代建造物の所有者には文化財の指定を忌避する傾向は依然として根強い。

## 2. 研究の目的

上記の文化財建造物保護と取り巻く現状と課題を踏まえて、本研究では、現代社会において近現代建造物が文化財として積極的に捉えられる共通認識として、文化財の保存理念を近現代建造物の関係者（ステークホルダー）間で共有しうるかたちに敷衍していくための諸条件を明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

はじめに、文化財としての近現代建造物の位置づけと現状の文化財保護における課題の所在を明らかにするため、文部行政の通史や行政機関紙・広報誌等から文化財建造物の保護施策に関する報告や施策、言説等の収集し、近現代建造物が文化財の対象とされる経緯や保存の実践での対応等の整理と分析を行った。

つぎに、上記の分析の結果として把握された課題に基づいて、文化財保護における現状変更行為に着目し、現在の一般的な建築行為と文化財建造物の現状変更行為に接続しうる可能性を検討するため、具体的な近現代建造物の改修事例を収集して改修設計者の既存建物の価値の捉え方と改変の考え方の整理と分析を行った。

## 4. 研究の成果

文化財としての近現代建造物の取扱いに関する行政上の報告や施策、言説等の整理・分析は、「近現代建造物の文化財保存理念の展開に関する基礎的研究（その1）：文化財保護法下における「文化財」概念の創出と変容」にまとめ、以下の諸点を明らかにした。

1. 記念物建造物美術品等の総体を「文化財」とする認識は、「文化国家」の建設を目標に掲げた第二次世界大戦後の文部行政下で進歩的な諸政策が推進される中で、当時の行政機構を統治したGHQ/SCAPの影響を受けつつ、社会に存する文化的な財産を包括的に捉えるあたらしい概念として形成されたと考えられること、
2. 文化財保護法の成立によって、行政委員会制度による枠組みのもとで社会変化に応じた文化財の発見と評価が促進されることになり、価値評価の主軸がクロノジカルな観点からタイポロジカルな観点到転換されたことが、文化財の対象が近現代建造物へと拡大する要因となったこと、
3. 近現代建造物の保存を最適化する文化財保護施策上のツールとして保存活用計画が規則化されたが、保存の実践を担う文化財建造物修理の世界にその趣旨の理解が浸透しておらず、その真価が十分に発揮できているとはいえないこと。

上記の結果から、文化財の存立の根拠となる価値評価と保存の実践である文化財建造物の修理（保存修理）の間に業態的な分断があることが、近現代建造物の文化財としての保護を進めるうえでの根本的な課題と考えられた。この課題を打開していく糸口として文化財における現状変更の考え方に注目し、現在、正当な現状変更行為として位置づけられている「当初復原」に相当する、近現代建造物の価値評価に応じた未だ発見されていない現状変更の見方を開拓することを目的として、建築行為一般における近現代建造物の価値の捉え方や改変の考え方を考察し、文化財における現状変更の仕組みへの応用の可能性を検証することとした。

国内の建築作品の竣工事例を掲載する建築専門誌を対象として2000年4月から2021年3月

までに掲載された267件の近現代建造物の改修事例を収集し、改修設計者の既存建物の保存に対する態度に注目してⅠ～Ⅴに分類した(表1)。このうち既存建物に対する価値判断及び工事内容に保存を含む各事例(Ⅰ～Ⅲ)について、改修設計者の価値の認識と改修方法の分析を行い、文化財における現状変更に関係する近現代建造物特有の価値の捉え方や改変の考え方として、以下の諸点を見出した。

1. 「保存のグラデーション」「身体再生」「保修」「延築」「不在のデザイン」といった独自のキーワードで示される、改修設計者の創意に基づく保存の方法論に従って改修を実践する事例があること、
2. 「原設計」の意図や思想等を保存の主たる対象として、文化財的価値の向上を図る意図のもと、既存建物の部材や空間の同一性よりも形質的な整合性に重点を置いた改変を行う事例があること、
3. 「愛着」「面影」「原風景」といった、物・空間が宿す精神的な側面の存続・強化を設計主旨に掲げた集合住宅の改修、また現役の建物としての修繕行為を要因とする改修の中に、建築時から継続する維持管理の延長線上に既存建物が有する価値の向上・創出を位置づける事例があること。

1. については、逆に保存の判断を与条件に依存し、改修設計者が主体的には保存に関与しない事例もあり、こうした傾向は要求される保存の度合いに比例して、既指定の文化財では文化財部分の修理を改修の対象から極力除外する方法あるいは修理を上位においた片務的な役割分担を取る方法が主流となっている傾向がみられた。したがって、文化財建造物の保護を近現代建造物に広く展開・発展させていくためには、1.のような改修設計者の建築観と文化財保護理念を双方向につなぐ基盤を構築することが必要になると考えられた。

2. については、従来の文化財建造物の保存では、文化財的価値の主体として物理的な形体や部材の存続に主眼が置かれ、現代的な機能要求に基づく形体の変更や部材の取替えは文化財的価値を毀損するものとみなされてきたが、「原設計」の意図や思想に文化財的価値の所在を求めた場合、機能要求による改変は必ずしも文化財的価値の存続と矛盾するものではないことを示している。したがって、こうした見方を含みうるかたちに現状変更の仕組みを見直すことが近現代建造物の保護を展開していく上での有効な手段になると考えられた。

3. については、建築当初から設計事務所や施工会社が継続的に関与している事例が多いことが一つの特徴としてみられた。現在の保存修理の世界では、近世に培われた伝統木造の修繕の手法がその基盤をかたちづくっていることから、近現代建造物では、3.の事例に用いられる手法を保存修理の側に積極的に取り入れていくことが適切と考えられた。

上記の近現代建造物の改修事例の整理・分析は、「近現代建造物の文化財保存理念の展開に関する基礎的研究(その2):「新建築」誌掲載の改修事例にみられる保存の認識と改変の論理」にまとめたが不採択とされたため、後継研究の「近現代建造物の価値評価における同時代性に着目した文化財の現状変更概念の再考」(21K04474)において、研究方法を見直して再度の整理と分析を行っている。

表1 近現代建造物の改修事例一覧

No.	件名	文化財	建築年	改修年	設計	施工	説明文(要約)	
							保存	改修
1	旧京都中央電話局西陣分局舎/西陣産業創造会館	重文	1921	2016	NTTアパリアス	吉原工務店	電話局の歴史の重層性を表出させる改修	SK1903
2	奈良国立博物館なら仏像館	重文	1894	2016	美生総合計画事務所	奥村組	既存躯体を尊重する明か仏像展示空間	SK1701
3	旧高岡製糸場西置園所	重文	1872	2020	文化財建造物保存技術協会	竹中・増屋JV	建物の状態と守るべき価値を見極める保存修理	SK2103
4	旧普通寺僧行社・附風樓	重文	1903	2008	文化財建造物保存技術協会、堀江建築工学研究所	奥村組、藤木工務店、富士建設	保存の創造性と使い続けるために必要なこと	SK0901
5	明治生命館	重文	1934	2005	三菱地所設計	竹中工務店	重要文化財を使い続けるために	SK0605 ALJ2008
6	東京駅丸の内駅舎	重文	1914	2012	JR東日本建築設計事務所	鹿島・清水JV	東京駅丸の内駅舎保存復原における設計の基本理念	SK1211 ALJ2015
7	京都鉄道博物館	重文	1914	2016	JR西日本コンサルタンツ・東亜JV	大成建設	歴史や文化が変わる場をつくる	SK1606
8	東京都庭園美術館	(重文)	1933	2013	久米設計	戸田・小沢組JV	創建時の日欧建築の同時代性	SK1501 ALJ2016
9	清泉女子大学本館	(重文)	1915	2010	三菱地所設計、竹中工務店	竹中工務店	清泉女子大学本館耐震改修	ALJ2013
10	八幡浜市立日土小学校	(重文)	1956-	2009	日本建築学会、和田耕一、武智和臣	一宮工務店、小西建設	日土小学校の保存再生がくれた夢	SK0911
11	早稲田大学大隈記念講堂	(重文)	1927	2007	佐藤総合計画	戸田・熊谷JV	変わらないものと変わりゆくもの/生き続けるための処方箋	SK0711 ALJ2010
12	大阪市中央公会堂	(重文)	1918	2002	坂倉・平田・青山・新日設JV	清水・西松・大鉄JV	保存・再生工事の概要・構造補強について/保存における復原	SK0212 ALJ2007
13	旧長井小学校第一校舎	登録	1933	2019	鈴木建築設計事務所	那須建設	地域の人々の「記憶」に「アイデンティティ」を継承する旧校舎	SK2005
14	大倉集古館	登録	1927	2019	谷口吉生建築設計事務所	大成建設	大倉集古館の保存再生	SK1911
15	旧山口奥吉邸	登録	1927	2018	竹中工務店	東京理建	「対比的調和」による空間の再構築	SK1903 ALJ2020
16	京都四條南座	登録	1929	2018	大林組	大林組	南座の保存と再生	SK1901
17	通天閣	登録	1956	2015	竹中工務店	竹中工務店	通天閣免震レトロフィットプロジェクト	SK1603
18	半田赤レンガ建物	登録	1898-	2015	安井建築設計事務所	清水・七番JV	歴史的建築物の保存と活用	SK1510 ALJ2018
19	東京国立博物館黒田記念館	登録	1928	2013	安井建築設計事務所	真柄建設	空間デザインの継承と改修	SK1501 ALJ2014
20	ルネスホール旧日銀岡山支店	登録	1922-	2005	佐藤建築事務所、岡山県	大本組、共立土建	歴史遺産の新たな社会的役割/時間を連続させた保存、同調するリノベーション	SK1110 ALJ2007
21	東京大学安田講堂	登録	1926	2014	千葉学/東大、香山壽夫	清水建設、関電工、日本装芸	新たなシンボルとしての安田講堂の改修	SK1506 ALJ2019
22	東京大学法学部3号館	登録	1927	2012	香山壽夫建築研究所	安藤建設	内田ゴシック建築の上方への展開	SK1211
23	名古屋大学豊田講堂	登録	1960	2008	権総合計画事務所	竹中工務店	対話としてのデザイナー名古屋大学豊田講堂の保存と再生	SK0807
24	時陣の倉庫	登録	1896	2017	福島加津也、高水祥子	清水建設	考古学としての建築	SK1903 ALJ2019
25	大多喜町役場	(登録)	1959	2012	千葉学建築設計事務所	大成建設	引き継ぐもの、新たに加えるもの	SK1204
26	石川県政記念いのき迎賓館	(登録)	1923	2010	山下設計	大成・兼六JV	歴史の重層性と、新たな文化創造の息吹き	SK1010 ALJ2012
27	京都芸術センター	(登録)	1931	1999	佐藤総合計画	太平工業	無題	ALJ2003
28	旧イタリヤ大使館夏季別荘	(登録)	2000	2000	レモト設計事務所	東武建設	無題	SK0010
29	本福の塔	(登録)	1970	2018	昭和設計	大林組	仮設建築物から恒久的な展示施設としての内閣再生の試み	SK2005
30	京都市美術館	(登録)	1928	2019	香木洋・西澤徹夫JV	松村組	変わっているのに変わらなことをつくるために	SK2005
31	五島美術館	(登録)	1960	2012	清水建設、堀越英嗣/アーク715	清水建設	佇まいの記憶を継承することのクリエイティブディ、吉田五十八建築の継承と保存	SK1211
32	国際文化会館本館	(登録)	1955	2006	三菱地所設計	清水建設	「再生保存」の第一歩	SK0609 ALJ2008
33	立教大学本館(1号館/モリス館)	都選定	1918	2012	日本設計	清水建設	何事もなかったように100年を迎えてもらうこと	SK1209 ALJ2014
34	旧富士銀行横浜支店映像文化施設	市認定	1929	2005	権総合計画事務所	大成建設	商店街の中の大学	SK0510
35	横浜赤レンガ倉庫1号館・2号館	市認定	1911-	2002	新屋千枝都市建築設計	竹中工務店	赤レンガ倉庫一歴史的建造物との対峙	SK0206
36	立教大学第1食堂	都選定	1918	2002	坂倉建築研究所	清水建設	無題	SK0206
37	ホテルニューグランド本館	市認定	1927	2016	清水建設	清水建設	最新技術と手仕事で変わらない姿を保存する	SK1703
38	明治屋京橋ビル	区指定	1933	2015	UA建築研究室・清水JV	清水建設	明治屋ビルの改修保存と再生	SK1502 ALJ2017



Table with 8 columns: No., Item Name (件名), Cultural/Building/Repair Year (文化/建築年/改修年), Design (設計), Construction (施工), Explanation (説明文(表題)), and Reference (掲載誌). The table lists various architectural projects across Japan from 1985 to 2016, including museums, schools, and public buildings. It is organized into sections IV, V, and 分類 (Classification).

1 既存建築物の存続を設計上の課題として、その保存を前提とした改善の方法を主に掲げるもの  
II 既存建築物の存続を設計上の課題としつつ、利活用上の要求に基づく建築物の改良や動線にて、可能な限り保存する方法を工事内容の主題に掲げるもの  
III 既存建築物の存続を主とする条件として、基本的には保存を設計上の課題せず、既存建築物の現状を維持・修繕する方法を工事内容の主題に掲げるもの  
IV 利活用上の要求に基づく建築物の改良・更新を主とする条件として、保存を設計上の課題にしながら、工事内容の一部に保存を含むもの  
V 既存建築物の価値判断及び保存に関する工事内容の旨が異なるもの

備考  
・ 文化財種別(〇)は改修後の指定を示す。  
・ 建築年の「-」は時期が異なる複数棟からなるもの、( )は研究代表者による推定を示す。  
・ 掲載誌欄は「新建築」を「SKYsymm」、「日本建築家 作品選集」を「AJ/yyyy」と略記する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金井健	4. 巻 86
2. 論文標題 近現代建造物の文化財保存理念の展開に関する基礎的研究（その1）：文化財保護法下における「文化財」概念の創出と変容	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.3130/aija.86.1804	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------